

# 財政的援助団体等に対する監査報告書

白子町財政的援助団体等に対する監査実施計画に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により財政的援助団体等に対する監査を実施した結果は次のとおりである。

令和6年3月28日

白子町監査委員 地引久貴

## 記

### 1 監査の対象団体

社会福祉法人白子町社会福祉協議会（会長 岡澤 孝）

### 2 監査の対象年度

社会福祉法人白子町社会福祉協議会 社会福祉事業助成費補助金  
（3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費）

令和4年度決算額 66,186,681円（うち町補助金等37,143,928円）

令和3年度決算額 65,427,966円（うち町補助金等36,237,784円）

令和2年度決算額 69,686,887円（うち町補助金等34,335,228円）

### 3 監査の実施期間

令和5年6月8日から令和6年3月28日まで

### 4 監査の視点

#### （1）町部局関連

ア 補助金、その他の財政援助の決定は法令等に適合しているか。

イ 補助金交付要綱は整備されているか。

ウ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

エ 補助金等に関する条件の内容は明確か。

オ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

カ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

- キ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
  - ク 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- (2) 団体関連
- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
  - イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
  - ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
  - エ 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
  - オ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
  - カ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
  - キ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
  - ク 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

## 5 監査の方法

監査の実施に当たっては、対象となる社会福祉法人白子町社会福祉協議会及び白子町健康福祉課に対して、令和2年度から令和4年度までの3年間分の資料の提出を求め書類の確認を実施し、また、関係者から説明を聴取する等、事務事業の内容について慎重に監査を実施した。

## 6 監査の結果

### (1) 事実関係の確認

社会福祉法人白子町社会福祉協議会 社会福祉事業助成費補助金

年度	書類手続き・金額		決算状況	補助金状況
令和4年度	交付決定 額の確定	40,442,000円 37,143,928円	収入 44,323,860円 支出 41,025,788円 残高 3,298,072円	総事業費 41,025,788円 町補助金 37,143,928円 依存率 90.53%
令和3年度	交付決定 額の確定	38,503,000円 36,237,784円	収入 42,476,120円 支出 40,206,904円 残高 2,265,216円	総事業費 40,206,904円 町補助金 36,237,784円 依存率 90.13%
令和2年度	交付決定 額の確定	37,288,000円 34,335,228円	収入 38,824,757円 支出 35,871,985円 残高 2,952,772円	総事業費 35,871,985円 町補助金 34,335,228円 依存率 95.72%

### (2) 監査の結果

監査の結果については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次の事項の改善について検討されたい。

・社会福祉法人白子町社会福祉協議会 社会福祉事業助成費補助金

#### ①補助金交付要綱等の整備

社会福祉事業助成費補助金に係る補助対象経費・対象用途・上限額・補助率等が補助金交付要綱等として整備されていないため、補助対象事業や補助金額が適正であるかの判断基準が不明確である。

#### ②補助金等の額の確定等

補助金の交付額の確定の際の起案文では、白子町補助金等交付規則第14条の規定による調査の方法や交付すべき金額を確定した経緯等が明確に記載されていないため、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうか

確認できない。

「白子町補助金等交付規則（昭和47年規則第1号）抜粋  
（補助金等の額の確定等）

第14条 町長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。」

### ③補助事業の実績報告

町社会福祉協議会の社会福祉事業に対する助成費として補助金を交付しているが、対象となる社会福祉事業は多岐にわたり、事業数も相当数ある。

実績報告として添付されている決算書を確認したところ、会計システムから出力されたものであり、補助事業単位での収支は、資金収支明細書にて確認することになるが、予算との対比表もないため、実際に補助対象事業や補助対象経費、補助金額が適正であるかを確認するために、1つずつ照合していく必要があり、非効率である。

### ④人事管理の適正化

補助金対象経費の内訳をみると、人件費に係る割合が非常に高い。

町社会福祉協議会は法律の定めによる独立した団体であり、本来は人件費等を独自の財源からねん出することが望ましい。また、人事管理の面でも白子町に準ずるとして給与規程や就業規則など人事管理の規定について独自のものは存在していない。

### ⑤団体支出の適正

事業実施のための事業費補助よりも団体維持のための運営費補助の要素が強く、補助対象経費や対象用途等の基準が明確ではない。

## 7 監査意見

### (1) 町部局関連

前述のとおり、補助金の交付額の確定の際の起案文で、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかがが書面にて確認できていない。

よって、確定にあたっての判断結果を残すためにも、具体的に調査の方法や経緯等をまとめ、起案文に明記されたい。

その際、補助金は産業振興や特定の事業の奨励や行政目的遂行のため等、公益上の必要性に基づいて支出されるものであるから、その目的が十分達成され、効果があがっているかどうかについても検証した結果も残すべきである。

今後の補助金交付に関しては、白子町補助金適正化ガイドラインの

趣旨にのっとり、個別の補助金交付要綱等を整備し基準を明確にすることで、誰の目で見ても公正公平な判断ができ、より適切な事業運営につながることから、補助対象事業の内容や金額、補助率等を明示した社会福祉事業に係る補助金交付要綱等を早急に整備されたい。

また、補助金の中には、ほとんどが人件費のような団体等の維持運営を主な目的とする補助もある。本来団体等が実施すべき事務事業の執行に対する事業補助となるよう制度設計の見直しを図られたい。

## (2) 団体関連

実績報告にあたって提出される書類として、法人としての決算書一式を添付することは問題ないが、町社会福祉協議会では多数の事務事業に対して補助金の交付を受けていることから、補助金ごとに実績が報告できるよう配慮することが必要である。

また、上述のとおり、人件費に係る補助金の割合が非常に高く、本来であれば団体として独立採算を確立できるよう努めていくことが求められる。そのため、安定的かつ継続的な財政負担の適正化に努め、特に主要財源の会費については、徹底的な事業周知や積極的な会員増加等により会費増収に努められたい。

なお、定員管理や人件費管理は白子町に準ずるとしているが、明確な規定がない点は早急に是正すべきである。

その他の団体と同様に、補助事業の執行に当たっては、いたずらに疑義を抱かれないように、事業目的や経費の負担、事業の決定過程や運用方法、効果検証等の結果を明示し、補助事業の必要性を明確にしておく必要がある。

以上